

# 横浜市工場立地法市準則条例の一部改正 (重複緑地の算入率引上げ) について

## 1 改正内容

市内における工場立地法の届出対象工場（特定工場）について、敷地の有効活用や工場建替等の円滑化、工場緑化促進を図るため、市の全区域について、重複緑地の算入率を現行の25%から国の基準における最大の算入率である50%まで引き上げます。

### 【重複緑地】

樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場所（屋上緑化、パイプ下の芝生、藤棚の下が駐車場等になっている場合又は太陽光発電施設が重複する場合など）。

### 【重複緑地の算入率】

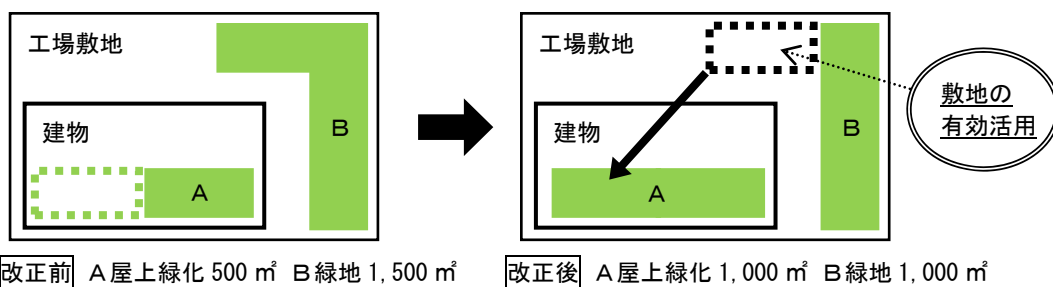
屋上緑化等の重複緑地の面積を、条例で定める緑地面積として算入することができる割合。この割合が高いほど、工場敷地内の有効活用が可能になります。

### 《重複緑地の算入率引上げによる敷地の有効活用イメージ》

■ 工場の敷地面積：10,000㎡（緑地面積率20%以上の場合、必要面積は2,000㎡以上）

■ 敷地内建物に屋上緑化（重複緑地）を設置する場合、緑地面積に算入できる面積

(改正前25%：10,000㎡×20%×25%=500㎡) (改正後50%：10,000㎡×20%×50%=1,000㎡)



## 2 施行期日

平成29年4月1日

### お問合せ先

横浜市経済局産業立地調整課 工場立地法担当

電話：045-671-2590 FAX：045-664-4867

E-mail：[ke-sangyo@city.yokohama.jp](mailto:ke-sangyo@city.yokohama.jp)